

文化多元主義的な世界における 「人類の共通遺産」の普遍的価値について —ギリシャの事例—

阿曾村 智 子*

〔要旨〕 ユネスコが20世紀後半 - 21世紀初頭に作り上げた遺産保護条約体制を支える理念には、欧米先進諸国の「普遍主義」と発展途上諸国の「文化的アイデンティティ」が併存する。ギリシャの文化遺産を巡る論議は、従来、これらの二項対立として理解されてきた。しかし、ギリシャ側の主張を編年的に考察すると、それがユネスコにおける文化政策の展開とも相關しながら一対立項の双方を超えた、より文化重層的な現実世界に即した問題解決の模索に移行しつつあることが明らかとなる。

はじめに¹⁾

2012年度のアジア国際法学会日本協会第3回研究大会は、グローバル化時代における国際法の立憲化 (Constitutionalization of International Law) をテーマの一つとし、欧州国際法学会会長のアンネ・ペータース (スイス・バーゼル大学) とアジア国際法学会会長のベンカテシュワラ・S・マニ (インド・ジャイプル国立大学) が報告者として、それぞれ異なる立場から見解を披露した²⁾。ペータースは、国際法の立憲化は今日のグローバル社会における中央集権的な「世界憲法」を想定しているのではなく、従来の国家主権原則を基軸とする国際法体系では網羅しきれない、にもかかわらず極めて重要な分野を補完する (compensatory) 有効な手段として模索されていると論じた。そして、このような措置が必要とされている領域として、紛争解決、人権等と並んで人類の共通遺産の保護を挙げている³⁾。またこの立憲主義は、文化多元主義 (cultural pluralism) を尊重し、「発展途上諸国およびその諸国民の利益に十分に配慮した」構想であると論じた⁴⁾。これに対してマニは、インド国家統合の要としての文化的アイデンティティの重要性と現実の国際政治における国民国家の役割を強調し、立憲化された国際法体系の目的には理解を示しつつもその実効性には懐疑的な見解を示した⁵⁾。

ここでの異なる立場の表明には、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization 以下ユネスコ) の下で制定された遺産保護諸条約

* 非常勤講師／ユネスコ研究 国際機構論

をめぐる論点が言及されており、極めて示唆的である。本稿は、上記の議論に触発されつつ、「人類の共通遺産」における普遍主義的な価値観と、文化的アイデンティティ⁶⁾を尊重する多元主義的な価値観が文化遺産保護のための国際システムの形成とその実践にどのような関わっているかを考察する。様々な文化・文明や異なる経済発展段階を背景に持つ195の加盟国と8つの準加盟地域（2012年9月現在）からなる国際機構ユネスコが、国際協力の下に「人類の共通遺産」を保護するためにどのような議論を展開してきたのか？ 21世紀初頭までにその形を整えつつあるユネスコの遺産保護諸条約の体系は、全体としてどのように機能しているのか？本稿では、このような問題意識に基づき、とくにギリシャの文化遺産をめぐる論議を個別事例として検討した。

ギリシャの事例を取り上げた理由は以下の諸点に要約される。第一に、欧米の啓蒙主義、自由主義的人文主義（liberal humanism）の学術的伝統においてギリシャ・ローマ古典学の教養は自明の前提となっており、古代ギリシャの有形文化遺産は欧州の文化的アイデンティティとは不可分と考えられる。第二に、こうした18-19世紀の西欧思潮の影響もあって、近代におけるギリシャのオスマン帝国からの独立は、親ギリシャ欧米人の強い精神的・物質的支援の下に実現した。近代ギリシャ人の国民的アイデンティティもまた、近代西欧的な理念の下に形成されている。第三に、以上のような歴史的経緯を背景として、現在のギリシャと英国との間には19世紀初頭以来、パルテノン神殿大理石彫刻群の大英博物館からのアテネ（ギリシャ）への返還問題が存在する。しかもこれは、ギリシャ対英国という二国間対立の枠組みを越えて、旧植民地と宗主国の間の21世紀における国際秩序再編成の問題として、世界的な広がりを持った論議に展開している。他方、2010年にギリシャが、スペイン、イタリア、モロッコと共に提案した「地中海料理」がユネスコの人類の無形文化遺産代表リスト（Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity）に記載（inscription、一般報道では「登録」）されたことは、国際文化遺産保護政策の21世紀的な動向として注目される。このように、ギリシャの文化遺産保護政策のユネスコとの関わりは、個別事例でありながら、より国際的に議論されるに相応しい論点を多々内包し、文化分野における21世紀のグローバル・ガバナンスを展望するための豊富な資料を提供していると考えられるのである。

以下、第1章においては、文化遺産保護諸条約の基本タームの定義や諸条約間の相互関係についての主要な論点を紹介した上で、第2章では「顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value: OUV）」を選考基準とする「世界の文化及び自然遺産保護のための条約⁷⁾」（以下、「世界遺産条約」）との比較対照の視点から、「無形文化遺産の保護のための条約⁸⁾」（以下、「無形文化遺産条約」）において新たに提示されている理念的かつ実践上の特徴を考察する。第3章においては、近代ギリシャの文化的アイデンティティをめぐる歴史的経緯と1970年代以降のギリシャの文化遺産保護政策の展開を、パルテノン神殿大理石彫刻群をめぐるギリシャ-英国間の論議を軸に検討する。第4章では、第1章～第3章を踏まえて、現代ギリシャの国際文化遺産政策がユネスコにおける文化遺産保護論議の展開やその前提となる概念・理念の変化といか

に関わりどのように変化してきたのかを、ギリシャ人関係者の著述の分析により論考する。

ユネスコ遺産保護諸条約を一つのまとまった体系として考察・評価する作業はいまだ端緒がついたばかりである。総合的な評価を下すためには、さらに長期的視野で今後の発展を見守って行かねばならない。本稿では、一つの先駆的な試みとして、ギリシャの事例を手掛かりにユネスコ文化遺産保護体制の21世紀における可能性を展望してみた。

第1章 「人類の共通遺産（Common Heritage of Mankind）」

1. 1. ユネスコによる文化遺産保護体制の概要

文化財／文化遺産⁹⁾ 保護のための国際協力については、欧州諸国間では既に20世紀初頭までに関心の高まりがあったが、第二次世界大戦以後は国際連合(以下、国連)の専門機関ユネスコが中心となってその任務を担うこととなった。ユネスコは具体的な活動として、国際的な規範設定(Standard-setting)、現場での保護・修復活動(基本的には文化財保有国の責任であるが、必要に応じて経済的・技術的な支援)および、これらの支援を可能とする国際協力資金の調達や文化遺産の重要性の啓蒙・教育のための広報活動などを行ってきた。ユネスコが採択する国際規範には、参加国に拘束力が及ぶ条約の他に、ソフトロー的な性格の勧告と宣言があり、後二者の形で多数国のコンセンサスを確立したのちに条約の採択に入ることが少なくない。文化財／文化遺産の保護に関しては、今日までに6つの条約が制定されている¹⁰⁾。その概要を一覧表にまとめたのが表1である。

ここに挙げたユネスコ遺産保護に関する諸条約により一言語を除く一ほぼすべての領域を網羅することになり、世界全体の遺産を保護する一つの体系あるいは体制としてほぼ完成の域に達したとする見方も定着しつつある¹¹⁾。ただ、それらの諸条約の用語の統一や相互関係の調整等々、今後の課題も多い。

表1 ユネスコ文化遺産保護関連条約一覧

(2012年9月現在)

条約名	採択日	発効日	日本の加盟	締約国数	保護対象など
1954 年ハーグ条約 及び 第一議定書	1954.5.14	1956.8.7	2007.9.10 (批准 ¹²⁾)	126 か国	有形の動産と不動産
第二議定書	同上	同上	同上 2007.9.10 (加盟 accession)	63 か国	
文化財不法輸出入禁止条約	1970.11.14	1972.4.24	2002.9.9 (受諾)	122 か国	有形の動産
世界遺産条約	1972.11.16	1975.12.17	1992.6.30 (受諾)	190 か国	有形の不動産
					自然遺産 文化遺産 (複合遺産)
水中文化遺産条約	2001.11.2	2009.01.02	未加盟	41 か国	水中にある有形の 動産と不動産
無形文化遺産条約	2003.10.17	2006.04.20	2004.06.15 (受諾)	145 カ国	無形文化遺産
文化多様性条約	2005.10.20	2007.3.18	未加盟	124 か国 +EU	文化多様性

出所：ユネスコ・ホームページ (unesco.org) より筆者が作成。

1.2. 文化遺産保護に関する基本概念と諸条約

ユネスコの文化遺産保護に関する国際条約では主要な用語の選択や定義の困難さが常に問題になる。“Culture”か“culture”(あるいは“cultures”)か、「財 (property)」か「遺産 (heritage)」か、“protection”か“safeguarding”か、これまでも多々議論されてきた。言葉の違いが実質的な内容の相違を伴わない場合もある一方で、それが対立する立場を反映することもある。この問題についてはすでに複数の関連書で繰り返し議論・確認が行われている¹³⁾。ここでは、それらの用語の時代的変遷をユネスコの文化遺産関連条約制定の経緯との関連において概観しておく。ギリシャの事例に即した考察は第3章で行う。

「財 (property)」と「遺産 (Heritage)」

「財」と「遺産」の用語は同じ対象に対して使われ、実質的には置き換え可能な場合が多い。しかし、その本来の含意には基本的な違いがある。前者では近代的な私的所有の概念が前提とされているのに対し、後者ではむしろ公共財を後代に継承することの意義が強調される。ユネスコの文化遺産条約の中では、1954年「ハーグ条約」と1970年の「文化財不法輸出禁止条約」において“property”が使われている。しかし実際には、これら2条約で扱われる「文化財」には公共財的な性格も多分に付与されていると考えられている。“heritage”の用法は国際法としては1972年の「世界遺産条約」が初出で、その後はこの言葉がより広く用いられるようになった。同条約については文化遺産と自然遺産を共にかけがえのない「人類の共通遺産」と位置付けたことや、その後の運用指針による文化遺産概念の拡大がユネスコの功績であるとも評価される¹⁴⁾。

“protection”と“safeguarding”

“protection”は「1954年ハーグ条約」と「世界遺産条約」における用法で、修復など具体的な施策を行うことが含意されている。これに対して“safeguarding”では、保護する必要があると訴えることも含めて、さらに幅広い措置が想定される。「無形文化遺産条約」の「保護」は“safeguarding”である¹⁵⁾。「世界遺産条約」(1972年)の先駆けとなった1960年代のエジプト、スビア水没遺跡救済キャンペーンなどの国際協力・募金活動でも“safeguarding”が使用されている。

“restitution”, “return”, および “repatriation”

1960年代に新興独立国の国際連合への加盟が続くと国家統合のための文化的アイデンティティの高揚がこれらの国々の課題となった。その流れの中で、ユネスコにおいて先進諸国に持ち去られた文化財の原産国への返還問題が本格的に取り上げられるようになる。しかし、文化財返還問題に関する「1970年条約」は、加盟国間の、しかも批准書、受諾書または加入書の寄託の3ヶ月後以降にのみ効力を持つ(第二十一条)のものであって、その適用にはおのずと限界がある¹⁶⁾。このためユネスコは、1978年に「文化財の原産国への帰還 (return) もしくは不法な専有の場合は返還 (restitution) の推進のための政府間委員会¹⁷⁾」を設立し、同委員会は、文化財返還問題において専門的ノウハウを必要とする発展途上諸国に寄り添った立場で活動を続

けてきた¹⁸⁾ その一環として、1995年には私法統一国際協会（UNIDROIT）¹⁹⁾ の総会で「1995年ユニドロワ条約²⁰⁾」が採択された。経済・金融のグローバル化が進展する中で、先進諸国の美術品関係者や個人コレクターからの需要が大きいために、発展途上国の貴重な骨董品・美術品が、麻薬や武器にならぶ収益率の高い商品としてますます市場に出回るようになっている現状に対する危機感がその背景にある。近年では、法的な手続きを経ず、関係者同士の話し合いによって原産地への返還（repatriation）が行われる事例も増加しつつある。

“Culture”と“culture”または“cultures”

“Culture”（大文字で始まる、あるいは単数で扱われる「文化」）は西欧の「ハイ・カルチャー」に対応し、普遍的な一つの絶対的価値の存在を前提としている。西欧エリート主義を背景とした自由主義的人文主義（または教養主義的人文主義、liberal humanism）・芸術至上主義を反映すると批判されることもある²¹⁾。これに対して“culture”（小文字で始まる）、あるいは複数の“cultures”と言う表現は、文化人類学的とも称される広義の定義に呼応し、文化多元主義的な視点を反映している。後者は、1982年にユネスコが主催した世界文化政策会議（大臣級政府間会議、1982年、於メキシコ・シティー）で定義²²⁾ されて以来、広く国際的に引用されるようになっている。この広義の定義に基づき、「文化遺産」についても、従来の歴史的建造物や遺跡、美術品のみならず、人々の精神性や価値観を表現する無形文化遺産をも含んだ拡大解釈が促進されるようになって²³⁾、その後の「無形文化遺産条約」の概念に引き継がれていく。

全体的な議論の流れと用法

以上をまとめると、ユネスコでは、時代と共に大文字（あるいは単数）の「文化」から小文字（あるいは複数）の「文化」へ—すなわち、近代西欧思想を背景とした一元的な文化概念から、より多元的な文化概念へ—近代的な私的所有権を問題とする「財」からより「継承」を強調する遺産へ、そして、狭義の保護（protection）からより広い活動を含む保護（safeguarding）へと用語がまたその背景にある理念が少しずつ拡大・変容していることが明らかとなる。以下、本稿においては、このような変化を考慮しつつ、個別の引用に際してはその言葉が使われた当時の用法に準拠し、特定の立場を表明する意味合いを強調する場合にはかぎ括弧を付けて区別することとする。

第2章「無形文化遺産条約」の展開²⁴⁾

2. 1. 「無形文化遺産」の概念

ユネスコ文化局は1960年代よりフォークロアに注目していたが、初期の関心は民俗学分野の学術的な調査研究にとどまっていた。その後、1982年に担当の課が創設され、1992年には同課の無形文化遺産の名称がnon-physical heritageからintangible heritageに変更された。しかし、どのような表現を当てるにしても、「無形文化遺産」の定義が極めて難しいことには変わりなく、オーストラリアの文化遺産国際法の専門家C. Forrestは、その保護対象を正確に規定することは「ほとんど不可能（near impossible）」と述べるなど極端な意見も一方にはある。実際、無形

遺産の定義は同条約起案において最も困難な作業の一つであったが、専門家会議および政府間会議において何度も協議を重ね、包括的な定義がまとめ上げられた(第二条1.)。²⁵⁾ その具体的な分野は、「(a) 口承による伝統及び表現(無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。)(b) 芸能(c) 社会的習慣、儀礼及び祭礼行事(d) 自然及び万物(universe)に関する知識及び慣習(e) 伝統的工芸技術」(第二条2.)とされている。いずれにしても、同条約は、既に2003年10月にユネスコ総会で採択され2006年4月に日本を含む47か国(必要数の30か国は06年2月に満たした)を得て発効、2012年9月現在では145か国が参加する、少なくとも数の上では、「普遍的な」国際条約である。(ただし、英国、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどアングロサクソン系諸国やドイツなどの主要先進国が加っていないという点では普遍性には多少の疑問が残るかもしれない。)

伝統芸能や工芸技術などの無形文化財は、日本では1950年の「文化財保護法」で既に保護対象に含まれていた。これに対してユネスコ文化遺産保護部で無形文化遺産への関心が高まるのは1970年代も後半からであり、ユネスコの国際規範としては1989年の「伝統文化及び民間伝承の保護に関する勧告」が最初である²⁶⁾。法的拘束力のない勧告ではあるが、同勧告には「民俗及び社会集団」「文化的アイデンティティ」「脆弱性及びその消失の危険性」など、その後の「無形文化遺産条約」の理念に通じる概念が提示されており無形文化遺産保護条約の具体的な出発点ともみなされている。その後、韓国から提案された「人間文化財」(人間財宝 Living Human Treasures)制度創設へのガイドラインを経て、1997年には「人類の口承及び無形遺産の傑作」宣言とそれに基づく具体的なプログラムが始動し、2001年には第1回宣言が発表された。同傑作宣言の第1回～第3回に、日本の能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎が代表リストに選ばれたことは日本国内でも広く報道された²⁷⁾。このように「重要無形文化財指定制度」(俗にいう「人間国宝」の制度)が東アジア圏の国々を中心に既にアジアで受け入れられていたことがユネスコの「無形文化遺産条約」の考え方に影響を与えたのは、一面の事実である。ただ、同条約の実現に熱心であったのは、必ずしも「人間国宝」的な制度に馴染みのある東アジアの国々だけではなかった。むしろ有形文化遺産よりも無形文化遺産としての民間伝承や伝統的な舞踊・歌謡、儀式等こそが国家の文化的アイデンティティの象徴となっているサハラ以南のアフリカおよび太平洋の諸国が、条約採択に際して圧倒的多数を占める熱心な支持国だったのである²⁸⁾。地域の貴重な無形文化遺産が「グローバル化」の名の下に米国を中心とした市場経済至上主義の影響下で消滅しつつあるという危機感があり、それが本条約制定の大きな推進力となっていた。

2.2. 「無形文化遺産条約」の理念と構造―「世界遺産条約」との比較から―

「無形文化遺産条約」の特徴をより明確にするため、「世界遺産条約」との比較の視点から両者の代表リストに登録するための条件を対比・考察したのが以下の表2である²⁹⁾。

表2 代表リスト選考基準―「世界遺産条約」と「無形文化遺産条約」の比較―

世界遺産条約（文化遺産の場合）	無形文化遺産条約
①自然遺産、文化遺産を問わず「顕著で普遍的な価値（Outstanding Universal Value: OUV）」を有するもの	①コミュニティ、集団、場合によっては個人が自己の文化遺産の一部と認めたもの、継承され再創造されるもの（「普遍的な価値」という表現はない）
②文化遺産は、人間の創作による「最終産物（product）」を対象とする。	②無形文化遺産は、人間が体現するもの。人間の表現や知識、技術と言った進行形の「過程（process）」を対象とする。
③文化的（芸術的・学術的）に価値のあるもの（cultural valuables）	③文化的な価値観（cultural value）そのもの、当該コミュニティのアイデンティティの拠りどころ
④登録物は固定していて不動 真正性（authenticity） ³⁰⁾ の尊重	④即興性を有するものもあり、常時変化する可能性がある。
⑤保護（Protection）とは保存（conservation）や修復をすること。	⑤保護（safeguarding）とは遺産が命脈を保ち、伝承の可能性の存続（viability）を確保するための措置（認定、記録の作成、保存、保護（protection）、促進、価値の高揚、伝承すべてを含む）。継続的に進化・発展しつつ継承されることを尊重する。

出所：注29参照

無形文化遺産基金の設立、代表リストと別建ての「緊急援助を必要とする無形文化遺産のリスト」の作成など「無形文化遺産条約」の保護政策の仕組みは、多分に「世界遺産条約」のシステムをモデルとしている。その一方で、上記の比較表からも明らかな通り、選択基準においては両者に決定的な違いが存在する。「無形文化遺産条約」は、「世界遺産条約」という従来の枠組みでは網羅しきれない、にもかかわらず極めて重要な分野を補完する有効な手段として制定された条約であるという見方もできる。この「無形文化遺産条約」採択に至る議論と同条約普及の過程において、有形遺産と無形遺産との不可分性が改めて確認され³¹⁾、次第に広く認知されるようになっていく。この点についてはギリシャの事例において具体的に検討する。

2.3. ユネスコ無形文化遺産代表一覧表と無形文化遺産「地中海料理」

2012年9月20日現在の代表リストをみると、既に10以上の無形文化遺産が登録されている国はスペイン（10、うち「地中海料理」と「鷹狩」の2件は共同提案）、クロアチア（11）日本（20）、中国（29、うち1件はモンゴルとの共同提案）、韓国（14、1件は共同提案）である。これにトルコ、フランスの9件、インドの8件が続く。注目されるのは、共同提案される無形遺産が多いことである。共同提案はユネスコ事務局がグローバル戦略として推進する方針でもあるが、また実際に、多くの国境をまたいだ地域全般に同質の無形文化遺産が継承されているという事実を反映している。本稿のテーマとの関連においては、2010年11月にケニアで開かれたユネスコ政

府間委員会において、新たに登録された51件の中に「フランスの美食術」、「メキシコの伝統料理」と並んで「地中海料理（スペイン、イタリア、ギリシャ、モロッコの共同提案）」が含まれていることが注目される。

この「地中海料理」は、2006年に、スペインを発案国としてスペイン、イタリア、ギリシア、モロッコの4カ国が共同で無形文化遺産として登録を申請したが却下されていたところ、2008年にイタリアが新たな調整役となって再申請して2010年に登録を果たしたものである。穀類、魚類、その保全・加工・消費に関わる風景から食事に至る技術、知識、習慣および伝統に基づく社会的慣習に焦点があてられており、総合的な生活文化がその対象となっている。このような申請および選考傾向を見る限り、表2で確認した通り「実施者のコミュニティ等が自分たちの遺産として認め、その文化のアイデンティティや独自性を示すものとしている」ことが無形文化遺産として代表リストに記載されるための基本的な条件になっていることが確認される。コミュニティの価値観を尊重した、いずれかと言えば主観的な基準であるとも言えよう。とはいえ、しかるべき手続き書類を準備するにはそれなりのノウハウが必要とされる。政治・外交的な駆け引きもあり、代表リスト記載までのプロセスは相変わらず先進国に有利であるという事情には変わりがない。本条約による保護を一番必要としていたと考えられるアフリカや太平洋諸国からの登録が少ないことは、ある意味では期待外れであった。その対策は今後の課題である。

それにしても、なぜスペイン、イタリア、モロッコ、ギリシャ共同提案の「地中海料理」なのだろうか？「地中海」と言う枠組みについてまず想起されるのは、フェルナン・ブrouデルの浩瀚な歴史書『地中海』（原題『フェリペ2世時代の地中海と地中海時代³²⁾』）である。フランス、アナル派の歴史家ブrouデルは、環境から文化まで、地中海を歴史的時間における重層性の中に総合的に捉え、多様性を呑み込みそれを融合するのがこの欧州とアフリカ両大陸を繋ぐ内海であると論じて、その後の地中海研究に多大な影響を与えた。「文明の衝突」論に対する「文明の対話」の場としての上記のような「地中海」概念は、文化の多様性を尊重するユネスコの理念にも良く適合する。他方、参加したそれぞれの国は、どのような意図で、どのような自国の文化的アイデンティティ認識に基づいてこのプログラムを推進したのだろうか？とりわけ、本稿の中心テーマである現代ギリシャの文化的アイデンティティは、ここではどのように位置づけられたのであろうか？

第3章 ギリシャをめぐる国際文化遺産保護政策

3. 1. 近代ギリシャの歴史とアイデンティティ³³⁾

ギリシャは、東地中海の欧州、アフリカ、アジアの接点に位置し、古代から複数の文化・文明の接点となって重層的な文化を作り上げている。アテネのアクロポリス遺跡に象徴されるような古典古代から、正教キリスト教世界の中世ローマ（東ローマ、またはビザンティン）帝国に継承されていたギリシャ文化世界（Hellenism）は、15世紀半ば～17世紀にかけて、次々と

イスラム教徒トルコ人を支配者とするオスマン帝国支配下に入った。オスマン帝国の宗教別の統治政策（ミッレット制）の下で、ギリシャ語を話し、ギリシャ文化を継承する人々は、自らを「ロミイ（複数形）」と称していた。その本来の語義はローマ人という意味であるが、19世紀の段階では、単に「ギリシャ語を話す正教キリスト教会信者」を指すようになっていた。オスマン帝国時代も帝都イスタンブールのギリシャ正教会内では古典学研究の伝統が細々と続いていた。とはいえ、その内容はいたずらに文法・修辞の学習や擬古文の作成に終始しており学生たちはホーメロス、トゥキディーデスらの魂に触れるような教育は受けていなかったという。他方、一般民衆の場合、人々は伝説、歌謡、慣用句などを通じて、また実際に残る遺跡に日常的に接して、古代ギリシャ人の存在を知っていた。異教の古代ギリシャ人をヘレネス (Hellenes) として自分たちとは異なる超人とみていたことを示す伝説が各地に残っている³⁴⁾ ことから、当時の民衆の多くが自らを古代ギリシャ民族の末裔と見なしていたとは考え難い。

転機は18世紀末に訪れた。オスマン帝国統治下の交易路を利用して東はオデッサ、西はトリエステ、マルセイユ、ウィーンなどを拠点として国際交易に携わっていたギリシャ人ディアスポラ (diaspora³⁵⁾) を通じて西欧から古典学の知識がギリシャ本土にもたらされると、古代ギリシャ人の末裔という意識が民衆の間にも広まって反トルコ蜂起の思想を支える理念になった。その後、1829年にはアドリアノーブル条約によって列強がギリシャ独立を承認、翌1830年にはバイエルン王国の王子オットーを国王に迎えてギリシャ王国が成立する。このような経緯で成立した近代ギリシャ王国は、すぐに経済の疲弊や列強の圧力、内部諸勢力間の確執等により破綻する。バイロン卿に代表されるフィルヘレネス (philhellenes、ギリシャ愛好主義者) がギリシャ独立のために活躍した一方で、現実のギリシャを訪れてその状況に落胆する西欧人も少なくなかった。そうした反ギリシャ派の代表として、その後に大きな影響を及ぼしたのがドイツの歴史家ファルメライヤー (Jacob Phillipe Fallmerayer) である。彼は、その著作『中世モレア半島の歴史』(*Geschichte der Halbinsel Morea während des Mittelalters*、全2巻、1830-1836年)の中で、中世におけるギリシャ半島のスラブ化を論じ、結論として「本来のギリシャ人は欧州から既に根絶されており……今日のギリシャに住むキリスト教徒住民には混じりけのない純粋古代ギリシャ人の血は一滴も流れていない。」と断言した。同説の登場は、古代ヘレネスの末裔であることを国民的アイデンティティとしていたギリシャ人たちにとっては由々しき問題であり、これを機にファルメライヤー説を学術的に否定することが、ギリシャにおける社会科学的研究の原動力となった程である。しかし当時のギリシャ人にとっては、正教キリスト教的な文化的伝統と古代ギリシャ人の末裔であるという理念との乖離がアイデンティティの葛藤を生じていることもまた事実であった。これに対しては、近代歴史学の父コンスタンティノス・パパリゴプロスが『ギリシャ民族の歴史』(*Ιστορία του ελληνικού έθνους*、全五巻、1860年-74年)において古代から中世を経て近代に至るギリシャの歴史主義的な発展を論じて以来、「ギリシャ民族の歴史的継続性」が同国のナショナリズムに多大な影響を与えるようになった。民衆の心に脈々と生き続けていたマケドニアのアレキサンドロス大王伝説はその継承性の結節点に位置

づけられ、それは現代ギリシャ人のアイデンティティにおいても重要な位置を占めている³⁶⁾。

3.2. 現代ギリシャ外交におけるイデオロギーと文化

バルカン戦争および第一次世界大戦、隣国トルコとの協定(1923年)に基づく強制住民交換など多くの痛みを経て、近代ギリシャは第二次大戦後、ギリシャ語を話すギリシャ正教徒からなる国民国家として新たな歩みを始めた。イデオロギー対立による内戦から軍事独裁政権(1967-74年)を経験した後、1974年にはC.カラマンリスを首相(1980-85年は大統領に就任)とする新民主主義党政権が確立、その下で新生ギリシャ共和国は1981年に欧州共同体(EC)の10番目の加盟国となった。しかし、EC加盟による急激なインフレからギリシャ経済が混乱して国民の不満が高まり、同年の選挙では左派の全ギリシャ社会主義運動(PASOK)に政権が交代した。親ソ派のパソック党首で首相のA.パパンドレウには、EC(のちEU)やNATOに対して非協力的な発言・態度が目立ったが、その間もギリシャは一貫して西側に止まり、1989年の冷戦の終焉を迎えている。

軍事独裁政権時代に米国に亡命して映画女優として活躍していた政治運動家メリナ・メルクーリ(Melina Mercouri、生没1920-1994年)は、民主制の復活と共にギリシャに帰国し、1977年には国会議員に、1981年のパソック政権成立とともに文化大臣になった。このM.メルクーリ文化大臣時代(任期1981-89年、1993-94年)にギリシャはユネスコを舞台に国際文化政策を華々しく展開する。中でも特筆すべきは、1982年のメキシコ・シティーでのユネスコ主催の世界文化大臣会議において、アテネのパルテノン神殿大理石彫刻群の返還問題を提起し、その後も同運動の提唱者としてギリシャおよび多くの発展途上国の文化遺産返還運動に多大な影響を及ぼしたことである。

3.3. パルテノン神殿大理石彫刻群問題³⁷⁾

英国・大英博物館に展示されるパルテノン神殿大理石彫刻群のギリシャ共和国への返還をめぐる論議は、上記のとおり1982年にM.メルクーリ文化大臣が世界文化政策会議で問題提起して以来、国際社会の注目を集めるようになった³⁸⁾。これは、そもそも19世紀初頭に駐トルコ英国大使のトーマス・ブルース(Thomas Bruce、第7代エルギン伯爵・第11代キンカーディン伯爵、生没1766-1841年、以下、エルギン)がオスマン帝国の領土であったアテネのパルテノン神殿から帝国政府の許可を得て一本来は剥落している部分を集めるはずが、一部は工事で剥がして一持ち去り、1816年に英国下院特別委員会の審査を経て大英博物館が3万5千ポンド(当時)で購入した、紀元前5世紀・都市国家アテネの繁栄を象徴する代表的な大理石彫刻群である。大英博物館ではエルギンの名を冠して「エルギン・マーブル」(Elgin Marbles)と通称していたところ、返還推進派は、「エルギンの所有物ではない」との理由で「パルテノン・マーブル」(Parthenon Marbles)と呼ぶようになった³⁹⁾。エルギンと同時代人で、英国を代表するロマン主義詩人であるバイロン(George Gordon Byron、第6代バイロン男爵、1788-1824

年）は、前者による大理石彫刻群の持ち出しを激しく非難して詩に歌いあげ、英国人のみならず広く当時の欧米知識人に当該問題の存在を知らしめた⁴⁰⁾。ここから、一般的には「エルギン・マーブル」返還運動推進派の立場を「パイロニズム」と呼ぶことがある。これに対して、同じくパルテノン大理石彫刻群の取得に関心があったフランス政府が英国大使エルギンの行為を非難する際に用いた「エルギニズム」(élginisme/Elginism) という語法は、その後はより一般的に、帝国主義的な美術品略奪行為やそれを肯定する立場を非難する時の表現として使われるようになった。広報活動の成果もあって、「パルテノン・マーブル」問題はジャーナリズムでもセンセーショナルに取り上げられ、関係諸国以外でも広く認知されるようになっていく。しかし、国際社会で注目を集めてから既に四半世紀以上を経た今も返還が実現しないのを見て、19世紀に宗主国によって持ち去られた自国の文化財の返還要求に消極的になっている旧植民地アフリカ諸国も少なくないという⁴¹⁾。他方、近年では、国家間の論議とは別に、英国パルテノン・マーブル再統一（旧返還）委員会（British Committee for Reunification (Formally Restitution) of Parthenon Marbles; BCRPM）のような英国、ギリシャを中心に多国籍の市民からなる国際NGOが積極的に運動を展開するようになってきた。また、ロンドン・オリンピック開催の国際親善的な雰囲気の中で、一般英国市民の意識も全体としてさらに返還支持に傾きつつある⁴²⁾ など、国際世論にも変化の兆しが見られる。

3.4. 文化遺産返還をめぐる二項対立概念

文化国際主義（Cultural Internationalism）と文化ナショナリズム（Cultural Nationalism）

「1970年条約」の採択以来、世界の文化財返還問題はますます、西側先進諸国とアジア・アフリカを中心とした発展途上諸国との対立の構造で捉えられるようになった。その代表的な論議の一つは、米国の国際法学者メリマン（J. H. Merryman）によって最初に提示された「文化国際主義（Cultural Internationalism）対 文化ナショナリズム（Cultural Nationalism）」である。前述の「1995年ユニドロワ条約」の原案作成にも関与した芸術関連国際法の国際的権威であるJ.H.メリマン⁴³⁾は、大英博物館のパルテノン神殿大理石彫刻群返還問題については、同文化遺産の持ち出しを違法ではないと論じたことで知られる。これにより返還反対論を肯定する立場の代弁者のようにも受け止められ、その著作は「エルギン・マーブル」返還反対派、ひいては広く大型ミュージアム等からの文化遺産返還反対論者のバイブルのようになった。その後、メリマンが提唱した文化国際主義は、「普遍的な価値」を「国際協力によって保護する」正義という文脈で「コスモポリタニズム⁴⁴⁾」と同義でしばしば議論で言及されるようになっていく。しかし、文化遺産の返還を求めている発展途上国だけでなく、一部の欧米の国際法学者からも「文化国際主義」は市場主義経済システム側に立脚した（pro-market perspective）欧米先進諸国に有利な主張であると、これに批判的な見解が表明されている⁴⁵⁾。

「ユニバーサル・ミュージアム宣言」と世界の文化遺産返還論議

その後、メリマンの考え方を一つの根拠に、2002年に欧米所在の18の大型美術館／博物館が共同で発表したのが、「ユニバーサル・ミュージアム宣言」(2002年)である⁴⁶⁾。ルーブルやエルミタージュなどの大型美術館に収集され所蔵されている美術品など世界の文化遺産は「人類共通の普遍的価値を持つものであるから、原産出国に独占されるべきではない、保存技術レベル等々を考慮すれば現状のままの方が国際公益になる」という主張である。これに反発する原産出国はもちろん、第三者的立場の専門家も加わって広く論議されているが、この意見対立はいまだに平行線をたどっている。

下記の表3は、本稿でこれまで取り上げた文化遺産保護に関する様々な理念や主義・主張を筆者が一般的な解釈に即して、これらを仮に二項対立の図式の中に位置づけた表である。以下では、こうした二項対立の背後にある別の動機や、双方に共通すると考えられる時代限定等について考察を加える。

表3 文化遺産政策における普遍性と多様性 ―ギリシャ、パルテノン大理石彫刻群返還問題を中心に―

パルテノン神殿大理石群の返還問題への立場	返還反対派	返還推進派
上記の理由、パルテノン神殿大理石群の持ち出しに対する見解	国際法の視点からは合法。道徳的にも当時の慣行としては妥当と言える範囲内の行動であり、返還の必要はない。	持ち出しは許し難い帝国主義的な略奪行為。倫理的・道義的観点から原産地に返却すべきである。
現在の当該大理石彫刻群の呼称	「エルギン・マーブル」 (Elgin Marbles)	「パルテノン・マーブル」 (Parthenon Marbles)
歴史上の対立人物	第7代エルギン伯爵 (外交官)	第6代バイロン男爵 (詩人)
反対の立場からの批判的な呼称	エルギニズム (Elginism)	バイロニズム (Byronism)
J.H. メリマンによる背景にある理念	文化国際主義 (Cultural Internationalism)	文化ナショナリズム (Cultural Nationalism)
代表的な発言をしている人物例	J.H.Merryman (国際法学者) D.Gillman ⁴⁷⁾ (米国の美術評論家)	M.Mercouri (ギリシャの政治家) Ch.Hitchens ⁴⁸⁾ (米国ジャーナリスト)
その後の関連の議論	「ユニバーサル・ミュージアム宣言」	発展途上諸国の個別の返還要求
強調する中心的理念	文化の普遍性	文化の多様性

出所：筆者作成

ここで注意しておきたいのは、J.H.メリマン自身はその著述や発言で国際法学者としての判断を下しているだけで、英国からギリシャへの「エルギン・マーブル」返還問題に政治的な立場からは関与していないことである。同問題についてJ.H.メリマンは、自分への批判を含めた

多様な意見を代表する専門家を集めて国際会議を企画するなど、当該問題に客観的に対応する姿勢を示している。J.H. メリマンからの評価も高く、また彼に対抗できる権威とみなして返還要求派がしばしば言及する歴史家が、英国の William St. Clair である。セント・クレアもまた、とくにギリシャ政府側に立って発言しているわけではない。それどころか、彼の著作を注意深く読めば、その英国側への批判はそのままギリシャ側への批判になっていることが明らかである。紙面の都合で詳しくは立ち入れないが、ここではセント・クレアが明かしたパルテノン・マーブル洗浄事件に触れておきたい⁴⁹⁾。これは、1930年代当時の大英博物館の関係者がエルギン・マーブルを「理想の白さ」⁵⁰⁾に近づけようと化学的薬品も使って金属たわしで洗ったことが発覚した事件である。その作業によって、パルテノン神殿には本来は鮮やかな彩色が施されていたことを示す証拠を失い、同遺産の学術的価値を著しく損なったことが厳しく非難された。セント・クレアは、大英博物館関係者の措置がもたらした結果もさることながら、その動機として、英国の知識人たちがJ. ヴィンケルマン（1717-68年）以来の、近代人の審美的価値観を現存する古代ギリシャ彫刻に投影し、人為でその理想形に現実を近づけようとした態度を問題とした。しかし、実はこれと同じように、近代ギリシャの知的・政治的指導層も、理想とされるギリシャの姿に固執するために自国内で故意の「改竄」を行っていた。ヘレネスとしての血統の純粋性を強調するために、ギリシャの関係者がその国土に現に存在するスラブ系の考古学遺跡を恒常的に無視、場合によっては放置してきたことは、内外の考古学者の間では周知の事実なのである⁵¹⁾。セント・クレアは19世紀初頭のギリシャ独立戦争におけるトルコ系住民に対する民族浄化を問題としている。これに対して、20世紀後半にも続いていたスラブ系考古学遺跡の取り扱い、文化遺産保護分野における「民族浄化」的な振る舞いとは言えないだろうか。また、アテネのアクロポリスの丘には、紀元前5世紀のペリクレス時代の遺跡の他にも、それ以前およびそれ以後の貴重な考古学遺跡が埋蔵・蓄積されていることが知られる。にもかかわらず、一つの特定の時代への偏った見方だけでその土地の歴史を象徴する態度にも問題があることをセント・クレアは指摘している。

第4章 ギリシャ側の視点とその変容

4.1. 現代ギリシャの文化的アイデンティティ

これまではユネスコの文化遺産保護体制やパルテノン大理石彫刻群返還問題における二項対立的な論議を国際的な視点から検討してきた。本項では、同じ問題をギリシャ側から考察する。ここでは、ギリシャの政治家、故メリナ・メルクーリ、ギリシャの文化遺産返還交渉で活躍した国際法学者のイリーニ・スタマトゥーディ（Iirini A. Stamatoudi）、および米国に拠点を置いて近代ギリシャ研究学会の中心となって活躍する文学者のマリア・クンドゥーラ（Maria Koundoura）の三人を取り上げる。この三人に共通するのは、それぞれ米国、英国、オーストラリアなどで、ディアスポラ・ギリシャ人として過ごした経験を持つことと、いずれもギリシャの文化的アイデンティティについて影響力の強い立場で発言・著述を行っていることである。

メリナ・メルクーリの政治的活動とユネスコにおける目覚ましい活躍ぶりについては、第3章で述べた通りである。パソック政権の文化大臣でありながら、M.メルクーリはこの他にも「ヨーロッパ文化首都」(European Capital of Culture)など、いくつかの優れた欧州向け文化プログラムをユネスコや欧州連合(EU)に提案するなどして欧州諸国間の文化交流振興、そこにおけるギリシャのプレゼンスの高揚に大いに貢献した。ギリシャの文化遺産保護問題について政府代表としてユネスコで問題提起をしただけではなく、民間レベルで「パルテノン・マーブル」返還運動のための財団を設立したことも彼女の大きな功績であり、本人の死後も後継者が地道な活動を行って内外の多くの賛同者を集め、今日の国際世論形成に多大な影響を与えている。M.メルクーリが近代西欧的な価値観で理想化された古典ギリシャにたいする憧憬・崇拜の念を持っており、それを自らの自負心、ギリシャ・アイデンティティの中核としていたことは、彼女の親欧的かつしばしば世間の耳目を集めた海外での愛国的言動の数々からも伺える。また、文化大臣としては時に攻撃的なまでの文化ナショナリズム的な発言が目立ったことも前述の通りである。M.メルクーリの指示によるものではなかったにせよ、この文化ナショナリズム高揚の中で、ギリシャ考古学界では他国の研究者には資料を公開しないなど偏狭なナショナリズム的行為が多々見られたことが、J.H.メリマンの「文化国際主義」の主張に影響を与えたとも推察される。

イリーニ・スタマトゥーディは、英国Leicester大学で国際法の学位を得たのち、ギリシャの文化財の返還交渉に文化省法律顧問として携わり、実際に米国のゲッティ美術館等から文化遺産の返還を実現した同国における文化遺産関連法のエキスパートである。他方、マリア・クンドゥーラの場合、祖父母がバルカン戦争時にマケドニアからオーストラリアに移民したため、オーストラリアのマルチカルチュラリズム的な政策の下でギリシャ人移民の子として成長した。その時に経験した内なる苦悩が彼女の現代ギリシャ文化研究の強い動機となっていることが特徴的である。M.クンドゥーラの著作『ギリシャ理念—ナショナルなそしてトランスナショナルなアイデンティティの形成—』(*The Greek Idea—The Formation of National and Transnational Identities*, 2012年)は、多分に自伝的な要素を備えつつ、同時に米国Stanford大学における英文学評論の方法論を駆使した学際的で斬新な「ヘレニズム論⁵²⁾」となっている。以下ではI.スタマトゥーディとM.クンドゥーラの著述を資料として、これまでの議論では前面に出てこなかったギリシャ人の視点を探ってみる。

4.2. 「文化国際主義」批判

I.スタマトゥーディは、その著作『文化財法と返還—国際条約と欧州連合法コメンタリー—』において文化ナショナリズムと文化国際主義の理論に一節を割いている。彼女はこの理念的対立を、基本的には経済的利害に絡むアート取引に対する二つの立場の問題として捉え、返還推進派の立場から議論を展開する。I.スタマトゥーディによれば、本来的な意味での「国際主義」(internationalism)は「コスモポリタニズム」(cosmopolitanism)⁵³⁾とも置き換え可能な概念であり、

そこでは人類共通の普遍的価値の存在を前提として国際協力が推進されるべきものである。それに対してJ.H. メリマン流の「文化国際主義」は、上記のように通常は敬意をもって受け入れられている本来の「国際主義」の意味を巧みに盗用して（cleverly pirates）先進諸国の立場を擁護する理念に仕立て上げた文脈逸脱（de-contextualization）であると批判する。さらに「人類の共通遺産」という崇高な理念を掲げて欧米の大型ミュージアムが文化遺産保有（と原産国への返還反対）論を展開している「ユニバーサル・ミュージアム宣言」に対しては、普遍主義（universalism）を、経済的な利益の保持という実際の理由を隠蔽するための口実に利用しているに過ぎないと論ずる⁵⁴⁾。I. スタマトゥーディが具指摘する具体的な問題点は、要約すると以下のようになる：

世界の優れた文化遺産を欧米の大型ミュージアムが専有的に保有・展示する場合の問題点の一つは、それぞれの文化遺産が、それがもともと置かれていた場所から移動されて本来の複数の機能を失い、唯一の機能で、つまり単なる骨董品・美術品（モノ）としてのみ扱われるようになっていくということである。文化遺産は、どれも民族学的、人類学的、宗教的などさまざまな精神的意味合いを担っている。しかし、それらは大型美術館の展示品になることで元の文脈とは全く切り離され、本来的な意味の多くの部分を失う。このようにして、原産国の文化的アイデンティティに多大な損害を与えることになる。有形文化遺産はその背後にある精神性を無視しては真の意味を持たない。有形-無形が連携した文脈においてこそ最も良く理解されるべきものである⁵⁵⁾。

I. スタマトゥーディは、大英博物館にあるパルテノン神殿大理石群のギリシャへの返還を念頭に上記の議論を展開している。しかし、彼女の主張は、個別案件の範囲を超えた、より大きな問題点を指摘していると言えよう。文化遺産は単なる骨董品・美術品（モノ）としてではなく、より多元的な価値を持つ—とりわけ、まず何よりも精神性を象徴する—複合的な存在として扱われるべきであるという主張は、1.2. で論じた教養主義的人文主義、文化的エリート主義、芸術至上主義の背後にある近代西欧の文化的価値—しかもそれは、しばしば主張する側からは「普遍的」価値と主張されてきた—への挑戦となっている。

歴史的に振り返ってみれば、近代西欧の新古典主義、ロマン主義、啓蒙主義における美の基準、普遍的価値の基準は、当時の教養人たちが憧憬する古典ギリシャ世界（＝彼らの考える意味での「ヘレニズム」(Hellenism)）を拠り所の一端としており、近代ギリシャ国家もまた、建国以来この近代西欧的な価値観をギリシャの文化的アイデンティティの絶対的な根拠としてきた。M. メルクールの言動に典型的に示されるように20世紀一杯あるいはその後も、近代西欧の価値観を反映したギリシャの文化的アイデンティティ観の絶対性には揺らぎないように見えた。このような状況を想起する時、I. スタマトゥーディの論述に見られる古典古代やその遺物礼賛的な価値観との決別には、一つの大きな視座の転換が読み取れる。有形文化遺産と無形文化遺産（後者は現代に継承される生きた文化の表象）との不可分性の強調などとともに、ここには世界遺産委員会やICOMOSでの議論を含めて、近年のユネスコにおける文化遺産に関

する議論の展開との呼応関係が読み取れる。

4.3. バイロンの自己愛主義と近代ギリシャ国家の虚構性

M.クンドゥーラは、ハーバード大学図書館に保管されている18-19世紀初頭の欧米人によるギリシャ旅行記・手記を丹念に読み解くことによって、フィルヘレネス（ギリシャ愛好主義者）とみなされてきた西欧諸国の一もっぱら良家の子弟である一旅行記作者たちの多くが、実は、彼らのグランド・ツアー（grand tour）でありまのギリシャを見聞していたのではなく、古典学の教養を通じて既に自分の中に形作られていた彼らの「ギリシャ世界（ヘレニズム）」を自己満足的に確認していたにすぎなかったことを明らかにしている。一般的にはフィルヘレネスの代表的な人物と見なされているバイロンについても、彼が本当にギリシャの土地と人々を愛したのではなく、古代ギリシャ人と一体化した自己愛を親ギリシャ主義の形で表現しているにすぎなかったこと、その意味で、バイロニズムの本質はオリエンタリズム的であったが、学術的な関心を欠いた彼の親ギリシャ主義はそれですらなかったとM.クンドゥーラは結論付けている⁵⁶⁾。観念的な「古典ギリシャ」に惹きつけられて西欧諸国で盛り上がった現代ギリシャ独立運動支援と、その考え方をそのまま受け入れたギリシャ人独立運動推進者たちの理想主義を指摘しつつM.クンドゥーラは、近代ギリシャ国家そのものが空しい虚構（フィクション）の産物であったとみなすのである⁵⁷⁾。このようなM.クンドゥーラの言説によれば、3.3.の第3表で示したパルテノン神殿大理石彫刻群の返還問題に関する二項対立の一方の柱であるエルギニズムのみならず、その対立項にあるもう一方の柱、バイロニズム、ひいてはそれを精神的支えとしたギリシャの国家的アイデンティティの基盤そのものが危ういものと化してしまう。すなわち、M.クンドゥーラの視点に立てば、帝国主義的で冷徹なエルギニズムとともに、感情移入の激しい情熱的なバイロニズムもまた近代西欧中心主義と不可分な思想として否定されることになる。

M.クンドゥーラは、しかし、多元的な文化的価値を主義主張として標榜することにも懐疑的であり、前述の著書の中で多くの頁を割いて、オーストラリアや米国の「マルチカルチュラルリズム」（文化多元主義、Multiculturalism）政策の陥穽にも言及している。と言うのも、これらの国々での個人的な体験から、それが非常にしばしば、空しい、コミュニティのさらなる細分化作用を持つとともに、すでに分け隔てられた社会グループ間の差別を「文化」による新しい差別に置き換えたに過ぎない結果をもたらしていると確信するからである。そして彼女は、ギリシャ人ディアスポラの立場ならではの発想で、自らのアイデンティティを国境や国籍を越えたトランスナショナルなものとして認識する。ギリシャ語を話し、ギリシャ文化の伝統を受け継ぐと自覚する人々からなる、場合によっては人種的な出自にも拘泥しない現実のギリシャ世界（クンドゥーラにとっての「ヘレニズム」）は、近代西欧的な産物としての「古典古代」でも、それを思想的な基盤として成立した国民国家としての近代ギリシャでも、ましてや19世紀の歴史家パパリゴプロスの影響を受けた20世紀前半のギリシャの軍事的膨張主義「メガ

リ・アイデア」を支える「ヘレニズム」でもない。それは、重層的に重なり合う、グローバルな世界の構成要素としての文化的広がりの一つとして想定されている、境界のあいまいな文化空間であるように読み取れる。

4.4. ギリシャ文化遺産政策における視座の変容

長らくギリシャの文化遺産返還問題は、「文化国際主義」と「文化ナショナリズム」で説明されるような二項対立論議として展開していた。そこにおけるM.メルクーリの主張は、まさに文化ナショナリズムに基づく帝国主義批判の典型であった。I.スタマトゥーディは、J.H.メリマン流の「文化国際主義」が「ユニバーサル・ミュージアム宣言」等の論理において「普遍主義」(universalism)の口実の下に先進諸国の経済的利益追及を擁護する結果となっていること、さらにその背後には近代西欧的な文化的価値観の一元的支配があることを指摘した。M.クンドゥーラは、バイロニズムの虚構性から近代ギリシャ国家の精神的基盤そのものの危うさを指摘しつつ、国境や国籍では切り分けられない、いくつもの文化的空間が重なり合う「文化重層的」な世界の現実における、国家の枠組みを貫通したギリシャ・アイデンティティを自らのアイデンティティとして表明した。ギリシャ政府が他の三カ国と共にユネスコに提案した無形文化遺産としての「地中海の食文化」の発想もまた一地中海の西半分に偏っているとはいえ一多数の宗教（イスラム、カトリック、ギリシャ正教など）と多様な民族・文化を包摂した一つの文化空間の存在を主張している。このように、21世紀におけるギリシャの文化遺産やそれと不可分である文化的アイデンティティについてのギリシャ知識人の議論は、単なる普遍性か多様性か、文化国際主義か文化ナショナリズムかといった二項対立の枠組みを遙かに超えたグローバル化時代の社会の実相を反映しており、そのアイデンティティ意識の吐露は、何世紀にもわたって古典ギリシャを理想の基準としてきた西欧的な価値観をギリシャ人自らが否定するという皮肉な結果となっている。M.メルクーリが西欧的な文化的価値そのものは全面的に受け入れつつ、アジア・アフリカ諸国とともに反植民地主義的な文化的なナショナリズム運動を進めた時代とは一線を画す、新たな世界観がI.スタマトゥーディやM.クンドゥーラの主張には示されている。

おわりに

ユネスコの文化遺産保護政策、ひいてはユネスコの文化政策は、21世紀を迎えて一大転機を迎えたように思われる。文化遺産保護政策の変容、とりわけ、「無形文化遺産保護条約」の制定は、従来の遺産保護のアプローチや欧米で伝統的に継承されていた近代西欧中心的な一元的文化観を超える、価値観そのものの転換を伴う大きな歩みであった。欧米専門家の中には、「無形文化遺産条約」を西欧的な価値観に対抗する、あるいはそれを否定しかねない「アジア的な価値観」に基づく条約と性格付け、日本人事務局長時代の日本の潤沢な財源的支援等の下に実現した条約と評価する者もある。しかし、現在では195か国が参加するユネスコでの議論

を通じて21世紀にほぼその形を完成したユネスコの遺産保護諸条約の体系—無形文化遺産条約は中でも一つの結節点としての位置を占めている—が持つ現代的な意味と今後の影響力が、そのような視野の狭い議論に止められるものでないことは、本稿でも検討した通りである。有形-無形の不可分等々、ユネスコにおける議論や、その結果として生まれた一つの法体系が、アジア・アフリカ諸国のみならず、欧州の国々においても、従来の文化や文化遺産についての観念を見直し、新たな価値の発見を導く契機となっていることもまた、ギリシャや欧州諸国の近年の文化遺産指定の事例の数々が示している。

ユネスコ文化遺産保護政策においては、国民国家の枠組みを超えて複数の文化的空間が幾重にも重なり合って構成される世界の現実に対応しつつ、実際に危機に瀕している文化（その象徴としての文化遺産）を緊急かつ実効的に救済することを念頭に—従来の国際法体系に基づく既存の秩序を否定するのではなく、その枠組みを尊重・継承する方法をとりながら—時間をかけて新たな時代に相応しい国際協力システムに移行することが模索されていること、と同時に、ユネスコの文化遺産関連条約の体系やその理念が、翻って国際世論の動向、ひいては人々の世界観や考え方に大きな影響を与えていることを、本稿で試みたギリシャの事例分析は示唆しているように思われる。

注

- 1) 本稿は、アジア国際法学会日本協会の2011年度・研究助成プロジェクト「文化遺産の国際的保護：国際法を中心とする学際的アプローチ（代表者：鈴木淳一、獨協大学准教授）および（財団法人）日本証券奨学財団・平成22年度（第37回）研究調査助成プロジェクト「国際社会の文化遺産保護のための、国際法を中心とする学際的研究」（代表者：大沼保昭、明治大学特任教授）の研究成果の一部である。ここに記して感謝の意を表したい。
- 2) アジア国際法学会日本協会第3回研究大会（2012年6月12日）午前セッション 資料“Constitutionalization” of International Law and Asia: Is the Theory Globally Valid? 所収、Anne Peters “Global Constitution”, pp.1-7 および Venkateswara S.Mani, Towards World Constitutionalism: Some Reflections on the Centrifugal and Centripetal tendencies in the International System, pp.8-31.
- 3) Peters, A., *ibid.* および Jan Klabbers, Anne Peters and Geir Ulfstein, *The Constitutionalization of International Law*, Oxford University Press, 2009. ペータースは、本書（p.333）でドイツ東部ドレスデンの世界遺産「エルベ渓谷」に言及しているものの、とくに文化遺産法体系について論じているわけではない。国際法の立憲化の議論のほとんどは、現在までのところ国連の安全保障理事会の権限と強行規範（*jus-cogens*）の問題に集中している。
- 4) *Ibid.* p.347
- 5) Mani, V. S., *Ibid.*
- 6) ユネスコにおける文化的アイデンティティ概念の歴史的展開については、阿曾村智子「ユネスコの遺産保護体制と『文化的アイデンティティ』の概念」（『文京学院大学外国語学部・文教学院短期大学紀要第10号（2010）』、83-104頁）を参照。

- 7) Convention for the Protection of World Cultural and Natural Heritage (1972)
- 8) Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage (2003)
- 9) 文化財 / 文化遺産の用語の概念については第 1 章 2. (= 1.2. 以下同様の表記) を参照。
- 10) (1) 「武力紛争の際の文化財の保護のための条約及び第一議定書 (Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict and the First Protocol)」、[同 第二議定書 (The Second Protocol)]、以下では「1954 年ハーグ条約」と略称、(2) 文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止および防止する手段に関する条約 (Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Export and Transfer of Ownership of Cultural Property)]、以下では「文化財不法輸出入禁止条約」または単に「1970 年条約」と略称、(3) 「世界遺産条約」(1972 年、注 7 参照)、(4) 「水中文化遺産の保護に関する条約 (Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage)」(2001 年) 以下では「水中遺産条約」、(5) 「無形文化遺産条約」(2003 年、注 8 参照)、(4) 「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約 (Convention on the Protection of the Diversity of Cultural Expressions)」(2005 年) 以下では文化多様性条約。
- 11) 松浦晃一郎『世界遺産—ユネスコ事務局長は訴える』(講談社、2008 年)、Craig Forrest, *International Law and the Protection of Cultural Heritage* (Routledge, London & N.Y., 2010) .ただし、後者は「文化多様性条約」を除く 5 条約を取り上げている。
- 12) 日本は条約の趣旨に賛同して 1954 年 9 月 6 日に署名したが、その後、問題点が表面化したため批准は見合わせた。詳しくは可見英里子「武力紛争の際の文化財の保護のための条約 (1954 年条約) の考察—1999 年第 2 議定書作成の経緯—外務省調査月報 2002/ No 3、1-34 頁参照。
- 13) Francesco Francioni, A Dynamic Evolution of Concept and Scope: From Cultural Property to Cultural Heritage, *Standard-setting in UNESCO Volume I: Normative Action in Education, Science and Culture* (UNESCO Publishing, 2007) pp.221-236; Patrick J. O’Keefe and Lyndel V. Prott eds., *Cultural Heritage Conventions and Other Instruments: A Compendium with Commentaries*, (Institute of Art and Law Ltd, U.K., 2011); Craig Forrest, *op. cit.*, Irini A. Stamatoudi, *Cultural Property Law and Restitution*, (Edward Elgar Publishing Ltd., 2011); Patty Gerstenblith, *Art, Cultural Heritage and the Law—Cases and Materials*, (Carolina Academic Press, U.S.A., 2nd Edition, 2008) など。
- 14) Francioni, F. *ibid.* pp.229-230 など。
- 15) 無形文化遺産条約の safeguarding をめぐる議論については七海ゆみ子『無形文化遺産条約とは何か』(溪流社、2012 年) 第 4 章の 2. (166-173 頁) も参照。
- 16) 「1970 年条約」を論じた当初の原産国側の意図は、自国からの貴重な文化遺産の不法持ち出しを制限することと共に、「帝国主義時代に持ち出された自国の文化遺産の返還を求める」ことにあった。しかし、現在では、「広く受け入れられているユネスコ条約によれば 1970 年以前に原産国から出ている美術品はミュージアムが購入して良いことになっている」という大型ミュージアム側の正当化の文脈で引用されるようになっている。例えば “The Museum Directors say the repatriation drive seeks to alter accepted practices, like a widely embraced Unesco convention that lets museums acquire objects that were outside their countries of origin before 1970.” (下線は筆者、引用は *International Herald Tribune*, 2012.10.02 付記事 “Turkey leans on museums to return their lost treasures”)
- 17) UNESCO Intergovernmental Committee for Promoting the Return of Cultural Property to its Countries of

Origin or its Restitution in Case of Illicit Appropriation

- 18) 同条約や上記委員会に関する実情や関連の論議については、Prott, L.ed., *Witnesses to History—Documents and Writings on the Return of Cultural Objects* (UNESCO Publishing, 2009)、J.A.R.Nafziger & Ann M.Nicorski, *Cultural Heritage Issues: The Legacy of Conquest, Colonization and Commerce* (Martinus Nijhoff Publishers, 2009) など。
- 19) 英：International Institute for the Unification of Private Law; 仏：Institut International pour l'Unification du Droit Privé; UNIDROIT
- 20) The Unidroit Convention on Stolen or Illegally Exported Cultural Objects (1995)
- 21) Glenn Jordan & Chris Weedon, *Cultural Politics—Class, Gender, Race and the Postmodern World—* (Blackwell, Oxford, U.K. 1995) Liberal Humanism 批判については 56-58 頁。英国での近年の文化価値観の変化については、Jim Butcher「文化に関する政治、文化政策、文化観光」M.K. スミス・M. ロビンソン著 / 阿曾村邦昭・阿曾村智子訳『文化観光論—理論と事例研究—』、上巻 (古今書院、2009 年)、25-42 頁。
- 22) 「文化とは、特定の社会又は社会集団に特有の精神的、物質的、感情的特徴を合わせたものであり、また、文化とは、芸術・文学だけではなく、生活様式や人類の基本的権利、価値観、伝統及び信仰も含むものである。」(UNESCO World Conference on Cultural Policies, Mexico City, 26 July-6 August 1982, Final Report)
- 23) 愛川フォール紀子「文化遺産の『拡大解釈』から『統合的アプローチ』へ—ユネスコの文化政策に見る文化の「意味」と「役割」— (成城大学学術文化講演記録)」1 頁。
- 24) 「無形文化遺産条約」採択に至る経緯については Smith, L. & Akagawa, N. eds., *Intangible Heritage* (Routledge, U.K. 2009) , 愛川フォール紀子、前掲講演記録、松浦晃一郎「無形文化遺産の未来—音と技の継承 (朝日新聞社・ユネスコシンポジウム講演記録) および宮田繁幸「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成」『無形文化遺産研究報告 1』(東京文化財研究所、2007 年)、同著者「無形文化遺産保護における枠組み形成 2」『無形文化遺産保護研究』(東京文化財研究所、2008 年) など同研究所の一連の報告書参照。
- 25) Forrest, C., *op.cit.* p.362.; ちなみに「無形文化遺産条約」における無形文化遺産の定義は以下の通り：「無形文化遺産」とは、慣習、描写 (representation)、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものを言う。この無形文化遺産は、世代から世代へと継承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団、及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立する者によりのみ考慮を払う (第二条 1、邦訳は大沼保昭編『国際条約集』有斐閣、2007 年による)。
- 26) 無形文化遺産を「世界遺産条約」の対象に含むという議論が出なかったわけではないが、それが具体化されることはなかった。
- 27) 「人類の口承及び無形遺産の傑作宣言」と「無形文化遺産条約」との基本的理念における決定的な違いは、前者には優れたものを選抜するという価値判断があるのに対して、後者では卓越性という

- 要素が外されていることである。その間の経緯や、日本の文化庁の立場等については、国末憲人『ユネスコ「無形文化遺産」』（平凡社、2012年）とくに第5章および第6章を参照。
- 28) 既に1980年代前半のユネスコ文化局文化的アイデンティティ研究普及課での筆者の経験でも、アフリカ諸国の文化関係者が口承文学、民俗的儀礼等々、無形文化遺産の保護に一方ならぬ熱意を持ってその保護のための方途を模索していた。
- 29) 世界遺産条約および同オペレーショナル・ガイドライン（前述）、無形文化遺産条約および同運用指示書（Operational Directives for the Implementation of the Convention for the Safeguarding of the Intangible cultural Heritage）；愛川フオール紀子、前掲書21-25頁。表の構成については山本忠通元駐ユネスコ日本大使の世界遺産保護研究会（2012年6月12日）での報告資料を参照させて頂いた。
- 30) ただしその内容については1994年採択の「真正性に関する奈良文書（Nara Document on Authenticity）」などによる解釈の拡大がある。この他にも時代と共に世界遺産登録基準（世界遺産条約履行の為の作業指針、通称オペレーショナル・ガイドライン）は改訂を重ねて対象を拡大している。
- 31) 「有形文化遺産及び無形文化遺産の保護のための統合的アプローチに関する大和宣言」（Yamato Declaration on Integrated Approaches for Safeguarding Tangible and Intangible Cultural Heritage、2004年）など。
- 32) *La Méditerranée et le Monde Méditerranéen à l'Époque de Philippe II* (1949) 邦訳は、フェルナン・ブローデル著／浜名優美訳『地中海』全5巻（藤原書店、2004年）。
- 33) 近代ギリシャの定義については諸説あるが、ここでは一般説に従ってギリシャ独立運動あるいはその先駆けともみなされる1770年代頃からとする。3.1. は、石田（阿曾村）智子「近代ギリシャにおけるナショナリズムの興隆と歴史意識の発展」『人間文化研究年報（第4号）』（お茶の水女子大学人間文化研究科、1980年）37-47頁および同著者「近代ギリシャ史学史」『地中海学会研究』（1982年）101-123頁に依拠しつつ、その後の研究動向も参考に本稿で必要な範囲でまとめたものである。近年の邦語による近現代ギリシャ通史としては村田奈々子『物語現代ギリシャの歴史 独立戦争からユーロ危機まで』（中央公論社、2012年）がある。
- 34) Kakridis, J. Th., "The Ancient Greeks and the Greeks of the War of Independence" *Balkan Studies*, Vol.14 (1963) pp. 257-259.
- 35) 故郷から離散して他の土地に根を下ろして暮らしながらも自らのアイデンティティを維持し続けている人々。歴史的には、ユダヤ人がその典型、それに準ずるのがギリシャ人とも言われる（アーノルド・トインビー『歴史の研究』等の用法）。近年の欧米では新しい土地でさらに文化を創造している人々という積極的な意味を付加して使われる場合もある（青木保『異文化理解』岩波新書、2001年、172頁など）。
- 36) Maria Koundoura, *The Greek Idea—the Formation of National and Transnational Identities*, (I. B. Tauris, London, 2012) とくに Chap.3: Producing the Nation's Narrative.
- 37) 当該テーマについては国際文化遺産法研究者の著述からインターネットにおけるセンセーショナルな記事まで極めて多数の文献資料が存在する。もっとも代表的なものとしては、J.H.Merryman, *Thinking about the Elgin Marbles: Critical Essays on Cultural Property, Art and Law*, Kluwer Law International (London, 2000)；St. Claire, W. *Lord Elgin and the Marbles—The Controversial History of the Parthenon Sculptures—* (Oxford University Press, Oxford, Revised 3rd Edition, 1998) ジャーナリストの著作と

しては、Christopher Hitchens, *The Elgin Marbles—Should they be returned to Greece?* (Verso, London, 2nd Edition:1997年) など。邦文では朽木ゆり子『パルテノン・スキャンダル』(新潮選書、2004年) がある。同書は返還推進派からの資料提供を受けて、基本的にその立場を紹介・支持する内容となっている。

- 38) ギリシャ独立直後等それまでも何か返還要求を行ってはいたが、ギリシャ共和国としては1983年に正式に英国に対して返還要求を申し入れた。
- 39) 現在では後者の用法が「エルギン・マーブル」の代わりに広く使われているが、この場合、正確には大英博物館以外にも一部保管されている(一部は返還済みの)パルテノン神殿大理石彫刻群も含まれることになる。
- 40) 当時のバイロンは現代のスーパースター的な存在であった。出世作は東方旅行の成果である『チャイルド・ハロルドの巡礼』1・2巻(*Childe Harold's Pilgrimage*, 1812-1818年)。
- 41) Shyllon F., "The Recovery of Cultural Objects by African States through the UNESCO and UNIDROIT Convention and the Role of Arbitration", Prott, L. V. (2009) pp.369-382、該当箇所は372頁。
- 42) 2012年6月23日のBBCテレビ番組「知の論争 究極のディベート」など。
- 43) 荒井信一『コロニアリズムと文化財—近代日本と朝鮮から考える』(岩波新書 No.1376、岩波文庫、2012年)の191頁でJ.H. メリマンがスイスの法学者となっているが、米国の間違いであろう。
- 44) コスモポリタニズムについての論議も長い歴史と研究の蓄積がある。とくに近年では国際法の立憲化の文脈でカント的なコスモポリタニズムが大きく取り上げられている。大変に大きなテーマであるので、本稿では個々の議論には立ち入らず、必要に応じて括弧を付けて言及する。
- 45) Gerlithlith, P., *op.cit.* p. 595 など。
- 46) Declaration on the Importance and Value of Universal Museum (Munich, December 2002) . オリジナルでは18の有力ミュージアムの館長が署名、大英博物館は宣言後に遅れて署名。ちなみに「ユニバーサル・ミュージアム」には上記の意とは別に、障害者、非障害者にかかわらず博物館を共有できるミュージアムを指すこともある。
- 47) 関連テーマの主な著書は、Derek Gillman, *The Idea of Cultural Heritage* (Cambridge University Press, 1st Edition:2010) . バーンズ・ファウンデーション (the Barns Foundation) 所長兼総裁、前ペンシルバニア美術アカデミー総裁。ヒルマンは中国美術研究の専門家としても知られる。
- 48) 著書は、注35参照。生没:1949-2011、英国生まれで後年は米国で活躍したリベラル派ジャーナリスト。論争を挑むようなスタイルで知られるが公的知識人(public intellectual)として高い評価を得ている人物である。
- 49) St. Claire, W., "Imperial Appropriations of the Parthenon", in Merryman, J.H.ed., *Imperialism, Art and Restitution* (Cambridge University Press, 2006), pp.65-97.
- 50) イタリアの新古典主義彫刻家アントニオ・カノーヴァ(1757-1822年)の「アムールとプシュケ」に代表されるような滑らかで透明感のある白さが際立つ大理石彫刻が人気を集めていた。カノーヴァの作品は新古典主義からロマン主義への移行の兆しを示しているとされる。
- 51) Dorothy King, *The Elgin Marbles—The Story of the Parthenon and Archeology's Great Controversy—* (Random House, London, 2006) p.298 など。本書の著者は明白に返還反対論を掲げて客観的な立場にないことは明らかであるが、考古学研究者としてギリシャ国内での研究資料アクセスに苦勞をした

経験がこうした立場をとる 1 つの動機となっていることがその内容から推察できる。

- 52) M. クンドゥーラが論ずるヘレニズム（Hellenism）は、基本的にギリシャ語を話し、ギリシャ文化を継承する（と自認する）人々がいる世界をまとめた概念と考えたい。ただし、その世界の範囲を確定するのは困難である。前述の通り、本稿では現代ヘレニズム論そのものには深く立ち入らないこととする。
- 53) 「コスモポリタニズム」の用例にもいろいろある。マルチカルチュラリズムの立場からは根無し草的な否定的な意味に使用されることが多い。他方、古典的な意味でのコスモポリタニズムでは、すべての個人は地域と世界の両方のコミュニティに同時に所属するという考えを基本としており、普遍主義とも文化多様性とも両立すると考えられる。Garrett Wallace Brown & David Held, *The Cosmopolitanism Reader*, (Polity, Cambridge, 2010) p.5 など参照。
- 54) I. スタマトゥーディは文化国際主義をスーパー・ナショナリズム（super-nationalism）あるいはメタ・ナショナリズム（meta-nationalism）とも呼び、それは実質のところ帝国主義と同義であって、本来のコスモポリタニズムからは意味が逸脱しているとしている。
- 55) Stamatoudi, I. *op. cit.* p.19-30.
- 56) Kundoura, M. *op. cit.* p.62-68.
- 57) *Ibid.* p.3-8. もちろん、近代的な国民国家や国連における主権平等の諸理念などは、いずれも、ある種の擬制に基づいている。ただ、近代ギリシャの場合には、建国の理念そのものが非現実的な「古典古代」の復興を念頭に置いており、それが後々までも深く影響していた点が問題となろう。

（2012.10.9 受稿, 2012.12.11 受理）